



国海総第467号

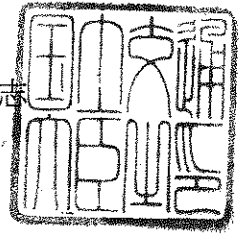
平成24年1月24日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣

前田 武 志



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第144号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
明裕海運株式会社	東京都港区芝公園一丁目3番12号	1
<small>たかば</small> 鷹羽海運有限公司	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3354番地7	1
<small>すえだ</small> 末田海運有限公司	広島県豊田郡大崎上島町原田629番地の2	1
富士輸送株式会社	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目8番5号	1
(株)ヒロキマリン	広島県広島市南区宇品海岸二丁目3番4号	1